

第1回教育委員会

令和2年1月21日
午後3時30分
本庁舎第11共通会議室

案 件

- | | |
|-------|---------------------------|
| 議案第1号 | 大阪市高等学校教育審議会への諮問について |
| 議案第2号 | 大阪市高等学校教育審議会委員の委嘱について |
| 議案第3号 | 大阪市高等学校教育審議会規則の一部を改正する規則案 |

大阪市高等学校教育審議会への諮問について

次の事項について、理由を添えて諮問します。

Society5.0 で実現する社会に求められる大阪の産業人材育成を担う新たな工業系
高等学校の在り方について

(理 由)

生産年齢人口の減少やグローバル化のますますの進展により、社会構造や就業環境が急速に変化するなか、様々な分野で活躍できる人材を育成することは極めて重要な教育のテーマとなっている。

本市教育委員会では、平成 14 年に策定した「大阪市教育改革プログラム」以降、社会の変化や生徒の個性の多様化に対応するため、一層の特色化を進めるとともに新しい時代に対応する大阪らしい教育の創造に向けた教育改革に取り組んできた。こうした中、多様な課程や学科等を備える高等学校教育について、広域的な視点で対応する方がより効果的・効率的であるという観点から、大阪府・大阪市において平成 25 年 11 月に「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を策定し、活力ある学校づくりをめざした教育内容の充実に取り組むとともに、生徒数の減少を見据え、就学機会の確保を前提とした効果的かつ効率的な学校の配置を進めてきた。

本市高等学校においては、平成 24 年に商業系高等学校 3 校を再編整備し大阪ビジネスフロンティア高等学校を開設、また現在、普通科系高等学校 3 校を再編した新普通科系高等学校の令和 4 年開設に向け準備を進めているところであり、再編整備計画における学校配置についての基本的な考え方に基づき、生徒減少を教育環境・教育条件等の教育の質的向上を図る好機と捉え、適正な配置を推進する観点から再編整備を行ってきたところである。

このような中、本市工業系高等学校については、就職希望者の就職率が高水準を維持していること、地域の生徒の学び場としての役割があることなど一定のニーズがある一方で、長期的な少子化傾向に加え、ここ数年顕著に見られる中学生・保護者等の普通科志向により志願状況は非常に厳しい状況にあることから、同様の観点で再編整備を進めることにより工業系高等学校のさらなる魅力化を図る必要があると考える。

本市ではこれまで機械、電気を中心とした専門的な知識、技術及び技能を身に付けた将来の地域産業を担う人材の育成を主眼に工業教育を推進してきた。

一方で近年は進化した人工知能（AI）が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりするIoTが広がるなど、Society5.0で実現する超スマート社会の到来により情報化やグローバル化が一層進展すると予測されている。今後は高等学校においてもこのような時代に適応した新しい知識・技術を身につけた人材の育成が求められる。

このような状況を踏まえ、これまで本市工業高等学校が培ってきた工業教育の特色を引き継ぎながら、次代の大阪の産業人材育成を図るといった観点から、工業教育の魅力化および新たな工業系高等学校の在り方について早急に検討する必要がある。

大阪市高等学校教育審議会委員の委嘱について

1. 委嘱

令和2年2月1日付をもって大阪市高等学校教育審議会委員を次のとおり委嘱する

氏名	現職	大阪市高等学校教育審議会規則第3条による区分
川田 裕	学校法人 常翔学園 理事 大阪工業大学工学部 教授	学識経験のある者 (工業教育)
木下 靖浩	株式会社 きんでん 人材開発部長	その他教育委員会が適当 と認める者(経営)
高坂 佳郁子	色川法律事務所 弁護士	学識経験のある者 (弁護士)
添田 晴雄	大阪市立大学大学院 文学研究科 教授	学識経験のある者 (教育)
中野 靖弘	大阪実業教育協会 専務理事	学識経験のある者 (実業教育)
藤田 実由貴	大阪市PTA協議会 副会長	その他教育委員会が適当 と認める者(保護者)

2. 説明

大阪市高等学校教育審議会に諮問するにあたり委員を委嘱する。任期は大阪市高等学校教育審議会規則第4条の規定に基づき、委嘱日から2年間(令和2年2月1日から令和4年1月31日まで)とする。

3 委員の略歴

- 川田 裕 (かわた ゆたか) 72 歳
 - 昭和 48 年 三菱重工業株式会社 入社
 - 平成 18 年 大阪工業大学工学部機械工学科教授 (現在に至る)
 - 平成 22 年 学校法人常翔学園 理事 (現在に至る)
 - 平成 25 年 大阪工業大学 副学長 (平成 27 年 10 月まで)

- 木下 靖浩 (きのした やすひろ) 59 歳
 - 昭和 53 年 近畿電気工事株式会社 (現 株式会社きんでん) 入社
 - 平成 28 年 株式会社きんでん 人材開発部長 (現在に至る)

- 高坂 佳郁子 (こうさか けいこ) 43 歳
 - 平成 14 年 色川法律事務所 入所 (現在に至る)

- 添田 晴雄 (そえだ はるお) 61 歳
 - 平成 4 年 大阪市立大学文学部 講師
 - 平成 7 年 同 助教授
 - 平成 19 年 大阪市立大学大学院文学研究科 准教授
 - 平成 30 年 同 教授 (現在に至る)

- 中野 靖弘 (なかの やすひろ) 72 歳
 - 昭和 49 年 大阪市立東淀工業高等学校 教諭
 - 平成 10 年 大阪市立此花総合高等学校 教頭
 - 平成 12 年 大阪市教育委員会事務局教務部
 - 平成 15 年 大阪市立扇町高等学校 校長
 - 平成 18 年 大阪市立生野工業高等学校 校長
 - 平成 30 年 大阪実業教育協会 専務理事 (現在に至る)

- 藤田 実由貴 (ふじた みゆき) 47 歳
 - 平成 28 年 大阪市 PTA 協議会副会長 (現在に至る)

(参考)

○大阪市高等学校教育審議会規則

昭和51年7月6日

(教)規則第34号

改正 平成18年11月10日 (教)規則第32号

平成25年3月29日 (教)規則第18号

大阪市高等学校教育審議会規則を公布する。

大阪市高等学校教育審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により、大阪市高等学校教育審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、条例第1条表中に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、20名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が市長の意見をきいて委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び会長代理を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長代理は、委員の中から会長が指名する。

5 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 専門の事項を調査審議させるため、審議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、特定の事項について専門的知識を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(施行の細目)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年11月10日 (教) 規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日 (教) 規則第18号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 3 号

大阪市高等学校教育審議会規則の一部を改正する規則案

大阪市高等学校教育審議会規則（昭和 51 年大阪市教育委員会規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える

（関係者の出席）

第 8 条 審議会及び専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附則

この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市高等学校教育審議会規則（抄）

（関係者の出席）

第8条 審議会及び専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第8条 省 略

第9条

（施行の細目）

第9条 省 略

第10条

大阪市高等学校教育審議会規則に関する規則の一部改正について

1 改正理由

諮問事項に係る関係者の出席により、審議会における審議を円滑かつ効率的に進めるため。

2 改正の内容

審議会及び専門委員会への関係者の出席について新たに規定する。(第8条)

3 施行期日

令和2年2月1日